# 議事録

件 名	第13回(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成24年 6月29日(火)午後6時30分から
場所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容	会長挨拶
	会 長: 定刻となりましたので、第13回(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議を始めます。 前回、第33条まで一応進みましたので、今日、第5章第1節第34条から第41条まで進めば、自治推進委員会の皆さんが本当にすごい時間と英知をかけて作りました「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案)」に、皆さんから頂いた意見を注入する作業といいますか、検証作業みたいなものが一通り終わると思います。 前回までに頂いた皆さんのご意見を、多分このような事ではないだろうかという事でリーダー会議の場でまとめ、皆様のお手元に用意しました。本日は時間があると思いますので、残りの時間からは、そちらの資料を基に作業を進めたいと思います。 なお、頂いたご意見を青文字で記載し、それからリーダー会議でまとめるとこのようになるのではないかという事を茶文字で記載させて頂きました。これについて、再度ご意見を頂きながら進めていけば、一応一通り自治推進委員会の皆さんが一生懸命やって頂いた部分と、我々がこの度、出し合った意見を合体したものが出来上がるのではないかと思っております。 もうそろそろ一年たちますので、なんとかこう目途を立てたいと思っており
	ますので、本当にご協力どうぞよろしくお願いいたします。 <b>資料の説明と質疑応答</b>
	会 長: まず、前回の部分で何かご意見等ございますか。 皆さんからご意見を頂き放しであったため、リーダー会議でこんな考えでどうかという事で一応まとめましたが、まだ確定という段階ではありません。 また、この検討会議はあくまでも検討ですので、更に役所の方での検討もありますので、まだまだ、いろいろなご意見が持ち込めるというように思っております。 ですから、皆さんがそれぞれ活動している団体の考え方など、それぞれの忌憚のないご意見をこの中に入れて頂ければというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、第5章、もういよいよラスト2ページくらいになりましたので、進めて行きたいと思います。
	第5章 活動支援等 第1節 推進組織への支援

(景観緑化推進組織への支援)

- 第34条 市長は、景観緑化推進組織に対して、技術的助言等の必要な支援を行うものとする。
- 第2節 活動等の奨励

(景観・緑化推進の奨励)

- 第35条 市長は、優れた景観推進活動又は優れた緑化活動を行っている個人、 団体等に対して、別に定める基準により、予算の範囲内で褒賞等の奨励を行う ことができる。
- 2 市長は、個人、団体等の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観賞等)

- 第36条 市長は、景観形成に寄与していると認められる優れた建築物等、屋外 広告物その他の物件について、別に定める基準により、その所有者、事業主等 を予算の範囲内で表彰することができる。
- 2 市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 (奨励団体等の推薦)
- 第37条 景観緑化推進組織は、第35条及び第36条の個人、団体等の推薦を 市長にすることができる。

第35・36条に関連した意見として、これまで皆さんのご意見を頂いた中では、表彰制度を使って市民の心を動かすことが大切であるというご意見を頂いております。

この章では、活動の支援等という事で、それぞれに支援を行うという事を謳っております。何かご意見ありますか。

リーダー会議では皆さんどんなお話しをされましたか。

A 委員: この部分についてはそんなに問題はなかったと思っています。

第34条の部分で、市の方からの支援について、予算的な援助はどうかとか、 或いは物質的な援助、例えば、私は某団体で活動していますけれども、外での 仕事に必要な鎌や鍬など、そういった物を援助して頂いているのですが、そう いった物資の面での支援が必要というような事が、意見として出ました。

それから第2節の方では、第35条と第36条に、「予算の範囲内で」という言葉があるのですが、予算を超えてやる事はないでしょうから、「予算の範囲内で」という言葉が必要なのかと疑問がございました。

会 長: 第34条の「技術的助言等」の等って何かなと思っていましたが、情報・物っていう事ですね。

景観緑化推進組織に対して、そういう支援を行うという事でしょうか。 第36条の中に「所有者、事業主等を予算の範囲内で表彰する」とあります が、これは物を与えるという事ではないような気がしますね。

この辺どうですか、実際活動していて。

B 委 員: 私の記憶では、これにお金をかけるというよりも、技術的助言というのを重視していたと思います。

この条例が出来たら緑化推進・景観推進組織や審議会ができて、そういう所にいる人は、専門的な知識や技術を持っているから、そういう人達が活動団体に対して、その文言に書いているとおり技術的助言をするというように考えたと思います。

詳しい事は書いてないから、施行規則などで、どのような組織がどのような 支援をするのかという事を謳う予定だったと思います。

施行規則については、当時の事務局に任せるという事で、結論づけていたと 思います。お金が問題ではなかったと思います。

もちろん、それがあれば一番良いのでしょうが、情報や技術といったものを 助言というように捉えていたと思います。

会 長: 当初のご意見の中に、ある程度自由に予算が執行出来るような体制にならないのか、という意見がありました。

B 委 員: 組織が出来た時に何らかの形で予算化されるのでしょうか。

C 委員: この2つの組織、推進組織と審議会の2つだとすると、推進組織の部分で、 そういう部分が盛り込まれるのではないですか。

B 委 員: この組織が、D委員が言っていたように、専門部会というようになるのも面 白いのではないですかね。

その組織の事はこれからはっきりするのですよね。

会 長: 何回もここにも出て来ていますが、別に定める基準という部分が、どこでどう定めるのかという事ですね。

予算については、私も花のボランティアVSPで、国道に関する部分で、開発局の方と関わっているのですけど、当初はA委員が言っていた用具など物資の貸出などありましたが、今はそういったものは一切なくて、情報交換の場という事で進められるようになっています。

ここは違う部分なのですけども。そういうものも必要ですよね。どうですか、 実際活動するにあたって。

D 委員: 私が所属している団体では、亀田記念公園の少し奥の方で、ほとんど使われていないやせた土地があって、そこを何とかしようと取り組んだのですけれど、表土が全部剥がされて、結局何をやっても根付かなかったのですよ。

その時に、私が一番心強かったのは、当時、胆振支庁の環境生活課で、色々な森づくりの専門家をアドバイザーに指定して、そのアドバイザーを派遣する費用も全部出してくれる制度があったことです。

この制度を利用してアドバイスを受けたのですが、それは苗木を買ってきて植えるというのではなくて、公園に自生している木から種を採って、その種から育てるというやり方でした。必要な資材なども、たくさん買ってもらいました。この手法にすごく助けられました。

それから、私たちは少し手入れする程度ですんでいるのですが、技術的なア ドバイスのおかげで金銭的にも助かっています。

会 長: 今のお話しは、技術的助言等の中に情報があるのではないかという事で、国だったり、道だったり、そういうのをうまく活用するのも大切だという事でしょうか。

皆さん各団体で色々なとこから助成金を頂いているのではないでしょうか。

C 委員: 某小学校では、 基金というゴルフ関係の名前の付いた基金で、苗木を買って植えました。

何でも植えたから、今ではこんもりと緑になっていますけれど、そんなふう にどこかから資金を出してもらって樹木を植えられれば良いですよね。

会 長: 皆さんも色々苦労しながら、情報を集めてやってらっしゃるのですよね。 E 委員のところはどうですか。

E 委 員: 今の時代は、インターネットとか色々なネットワークがあるから、私のとこ ろはそれほど大変ということはないです。

それから、お金があればいくらでもかけたいし、そうでなければかけないし。

会 長: ここでいう推進組織というのは、実際に汗をかいてやるというのではなくて、 他の団体などがやるという事ですね。

母体というか連絡協議会的なものでしょうか。それぞれ活動している組織がいっぱい集まって、推進組織という事になるのでしょうね。

文章的にも条例的にも、絵に画いた餅にならないように具現化する必要があるというご意見もありました。

もっと推進するために、このようになった方が良いのではないかというご意見をぜひ頂ければと思います。

奨励だったり表彰だったり、確かに意欲に繋がるというか、頑張ろうという 気持ちになるのでしょうね。

第1節推進組織への支援、第2節活動等の奨励については、よろしいですか。 また何かあったら言って下さい。それでは、第3節市民の参画へ移ります。

# 第3節 市民の参画

(市民参画の推進)

- 第38条 市長は、アクションプランの方針の達成のため策定する景観プラン及び 緑化プランの実現のため、市民が積極的に参画できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 景観緑化推進組織は、市長にその具体策を提言することができる。 (提案制度)
- 第39条 市民等は、市長に対して、この条例及びアクションプランの改正について、提案することができる。
- 2 市民等は、景観緑化推進組織に対して、景観プラン又は緑化プランの改正について提案することができる。
- 3 市長は、第1項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければならない。

リーダー会議では、どのようなお話しでしたか。

A 委 員: ここは少し難しい部分がありまして、第39条なのですが、「市民等は、市 長に対して、この条例及びアクションプランの改正について、提案することが できる。」というところの条例という部分ですね。

> 条例というものに対して、市民一人一人が自由に改正について提案する事が 良いのか、又できるのか。例えば極端な話として、一人の人が自分に都合の悪 い条文に対して、どんどん提案してくるといった事が現実におきた場合にどう するのか、といったような条例の改正のルールですよね。この辺については、 他の条例などを調べてみる必要があるのではないかという事でした。

> それから第38条ですが、ここにアクションプランの事が出て来るのですが、自治推進委員会案では冒頭からアクションプラン達成のための条例だという事で位置付けて、条文の至る所に「アクションプランの達成」という言葉が出て来るのですけども、どこかの部分で条例が先かプランが先かという話しが一部出て来たと思うのですが、ここでもまたそういった問題が出て来るのではないかというように思います。

アクションプランのための景観プラン・緑化プラン、それに特化した条文で すよね。

私も説明していて、よく分からないのですが、この辺の「アクションプラン」 という文言がまたここに出て来ているという事です。

会 長: 最初の第39条で、「市民等は」という事で、一人一人のご意見をその都度 聞いていると、条例を改正するにあたっても大変ですよねという事で、どうな のでしょうかというご意見を頂きました。

それから第38条のアクションプラン、これは第1章第2条の「アクションプランの達成」のところで、ここは理念にしましょうという事で意見が出ましたので、ここもどうなのでしょうかという事ですね。

それから、第15条と第16条にも「アクションプラン」という言葉が出て来ていますね。

いずれにしてもここは市民の参画という事で、参画しやすいようにするには どうしたら良いかという事と、あらゆる面で市民が積極的に参加できるよう必 要な措置を講じならなければならい、という事ですね。

それから、推進組織は市長に対して具体案を提案できるという事ですね。そ して市民が推進組織に対しても提案できるという事ですね。

何か、気になるようなところはございませんか。

C 委員: やはり市民一人一人が声を出す部分は、絶えず受け皿として持ってないと駄目だという事ですよね、開かれた組織としては大変でしょうけれども。 少数だから持たないという事ではないですけども、ここは大切なとこなのですよね。

F 委 員: 「第3章第3節全ての人が責任を持つ」との整合性から言っても、やはり市 民が提案出来るというのは大切な事ですね。

B 委 員: 「アクションプラン」が先という考え方は確か否定されたんですよね。です から「アクションプラン」という言葉を使わないで、理念の中に「アクション

プラン」の内容を生かそうという事で、最初話し合っていたと思います。

ですから、ここで「市長はアクションプランの方針達成のために」と言うよりも、「市長は本条例の理念達成のために」などにすれば、アクションプランを入れないで、その内容が含まれるような気がします。

条例上の文言ですからそれが良いかどうか分かりません。

施行規則の中で、アクションプランにある内容を項目として揚げるとか、アクションプランの何々という書き方をすれば良いのかなと思いました。

会 長: 戻った時に、もう一度前回の話しからしてみますので、その時から追って行くと、多分その辺が良く見えてくると思います。

直した方が良いという事になりますと、直さないといけなくなりますので、 後はその箇所に皆様方の思いとかをしっかり入れつつ、進めたいと思っており ます。よろしいでしょうか。

それでは最後の第6章雑則です。

# 第6章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別に定めるというのが、たくさんありましたので、ここですぐ出来る部分と 推進組織や審議会に任せる部分が出てくるかと思います。

ここは最終的な部分なので、皆さん問題ないですよね。よろしいでしょうか。これで一応一通り、皆さんのご意見を頂いたという事にさせてもらいます。時間がまだありますので、先程お話いたしました皆さんのお手元にある「第13回市民会議(条例案)検討資料」を用いて作業を進めたいと思います。「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案)」の原文と、皆さんからご意見を頂いたもの、また、リーダー会議で皆さんの意見をまとめる

それでは、まず前文からいきます。どのような意見があったかという事で、 ここに書いております。

とこうなるのではないかという案、それらをまとめて資料を作成しています。

ではリーダー会議でまとめた部分を読ませて頂きまして、青字の部分に皆様のご意見が入っているかどうか、自分のご意見を思い出して頂いて、入っているだとか入ってないだとか、意味が違うだとか、何かありましたら言って下さい。

それでは読みます。

リーダー会議修正案(前文)という事で

- ・私たちの住むふるさと登別は、オロフレ山系を背に丘陵地が広がり、多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいる水とみどりに恵まれた自然豊かなまちです。
- ・また、豊富な湯量と多種類の泉質を有する登別温泉は国内外から多くの人々が 訪れる観光地として発展するなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれたまちです。
- ・私たち登別市民は、先人たちが育んできた、このみどり豊かな自然環境と良好な景観を貴重な共有財産と認識し、将来にわたり守り、育て、活かし、次

世代へ継承していくため、この条例を制定します。

というようにまとめました。各リーダーから色々な意見を出してもらって、その中からC案が良いのではないかという事でしたね。

意見には、このように青文字で書いたものがあります。

- ・景観とみどりについて、保全し創造して行くことが、この条例の目指すところ (目的)ではないか。
- ・景観みどり文化の醸成は、手段のひとつ。
- ・前文で登別らしさを出した方が良い。
- ・先人の歴史、登別温泉のことを載せると登別が見えてくる。
- ・より簡潔にいろいろなものが網羅された文章であれば良い。C案が良い。
- ・前文は、固有名詞をあまり詰め込まないで、簡素にまとめるべき。
- ・条例が景観と緑化のためのものであれば、歴史等様々なものを盛り込む必要は ない。
- ・C案を基本に練り直すのが良い。

どうでしょうか。何かご意見ありますでしょうか。抜けているものはないでしょうか。

B 委員: 先頭に点が付いていますが、実際にはこの点は取れますね。

会 長: 以前の前文案には点はないですね。

B 委 員: そうですよね。多分我々の意見が入っているかどうか、それから C 案の考え が生かされているかどうかという事ですね。

会 長: たまたま C 案が 3 つの項目だったので、最終的にこの 3 つの項目にしようと いう意味合いですね。

B 委 員: 私はこれで良いと思います。リーダーの方々も色々な思いを持っていましたが、リーダーの方々がこれで良いと言ったのなら、私は良いと思います。

会 長: G委員どうですか。簡潔にという部分を言われていたと思いましたが。 それから、子供たちにという部分は次世代にと置き換えましたが、その辺は どうでしょうか。この場では確定しないという事ですので、何かまた一通りみ

たら言葉の繋がりとか表記がおかしいとかあるかもしれませんね。

とりあえず前文については、皆さんご確認頂いたという事で、何か足りない 部分ありませんか。よろしいですか。

それでは、前文の方はクリアしたという事で、次に進みます。

第1章の総則ですね。目的という事で、青文字の部分が皆さんから出た意見です。それではリーダー会議での修正案を読みます。

・この条例は、市、事業者及び市民等が協働で、良好な景観と豊かなみどりを

将来にわたり守り、育て、活かし、次世代へ継承していくことを目的とする。

景観・みどりについて、保全し創造して行く事がこの条例の目指すところであり、子供というのが強調されすぎているので、次世代へというようにしてみました。豊かな景観・みどりを守る事が本来の目的であり、最終的に確実に子供達にバトンを渡すような表現になれば良い。ここで 印ありますけども、滞在者等は、別項目とした方が良いのではないかという事で、次のページに用語の事が載っています。ここでは下記のように定義してみました。

市民等市民、土地等の所有者等をいう。

事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

市民 登別市に住所を有する者、若しくは市内に通勤する者又は通学する 者をいう。

土地等の所有者等 市内に土地若しくは建築物等又は屋外広告物等を所有し、 若しくは占有し、又は管理する者をいう。

滞在者等 観光旅行者その他の市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。

という事です。

E 委 員: 定義の参考例についてですが、他に登別市でこのように定義付けをしている ものはあるのでしょうか。もしあるとすれば、当然一緒でなければならないと 思います。

これは感覚ですが、市民等というと登別市に住所を有する者、ここの定義の中でいうとが市民等になって、市民というのはが市民になるのではないかと思います。

市民というのは納税者を指すのか、要するに税金を市に納めている人を指していたと思っていたのですけど。

通勤・通学している人も一部納めてはいるのだろうけど、市民等となると市 民と類似した人ということで、通勤・通学している人は市民等として捉えた方 が良いように思えました。

A 委員: 配布資料の中にある登別市環境基本条例と不法投棄等条例、これには定義があります。

登別市環境基本条例では、第1章第3条の第7号に市民の定義、第8号には 事業者の定義が出ています。それから不法投棄等条例の方では、第2条に規定 されています。

会 長: そうすると、市民は登別に住所を有する者で、若しくはという部分が追加されてるわけですね。文言の定義の中で確認して、それによってここの文章が市民なのか市民等なのか、という部分を確認すればよろしいでしょうか。 現時点ではどうですか。

H 委 員: 色々なパターンがあって、統一されてない感じがしますね。それは条例の 内容によって、本当の市民という形でとっているところもあれば、住所を有し

てなくてもそこに訪れる人全てを市民等で丸めるとか、その条例の目的によって変わっているからだと思います。

E 委 員: 逆に言うと、統一される必要はないわけです。条例にあった市民等と市民とを比べてみて思った事は、明らかに市民等と等がついたら、市民の中に通勤・通学している人を含めるものと決めればそれで良いのですが、市民等となると、まず市民それから土地の所有者等など、定義が違って行くので分け方が変だと思います。

市民という定義と市民等という定義は一緒に並んでいる事自体がおかしいのかもしれないですね。ここの整理は必要だと思います。

会 長: どういう意味合いで使っているのかというものがないと、分からなくなるという事ですね。

E 委 員: すごく分かりづらくなっているような気がするのですが。

会 長: ここでは、「事業者及び市民等と協働で」となっていますね。

E 委 員: B案で言いますと、重複していますよね。この条例は、市民、事業者、土地 の所有者及び滞在者と、定義によれば市民等で終わってしまうものが、また重 複して書いてあると、何か定義しているのがおかしく思えます。

会 長: ここに記載している用語の定義は、参考例という事ですので、ここの部分は まだ詰めてない点があると思います。

A 委 員: 4ページはあくまでも参考例ですので、素案の方は7ページに用語の定義として出て来きますが、この用語の定義はすべて終えた段階で主要な用語を改めて確認しながら定義をして行こうという事で、定義については一番後回しで良いのではないかというのが、リーダー会議の中での話しでした。

だから、7ページの用語の定義を最後に検討すると思うのですが、その時に はきちっとしたものになると思います。

E 委 員: まあ、書いている内容は同じですね。いずれにしても、今ここで決まる話ではないという事で、それはそれで大事な事なので、最後でも良いので整理した方が良いと思います。

会 長: 今この部分で、市民等という部分は皆さんのご意見の中でこういう意味だよ というのがあれば伺いたい。

ここで言うと、確か協働という事だったので、滞在者は定義の参考例で言うと旅行者や通過する人達で、その人たちまで協働というと少し重いというか違うという事で、滞在者等は別じゃないかというように、私は理解しております。後は、市民等といっても、住所を有している人なのか、会社がこちらにあって通勤している方もいるというような、いろいろな事で、少し幅広く登別に関わる方々に協働でという事を謳っているのかなというように思っています。

その定義については、詰めなければいけないかなと思っています。

H 委 員: 市民と市民等という2つの言葉を使い分けるのであれば、市民というのは法 的な市民にした方が良いと思います。そういう形にして、法的な市民以外を全 て市民等とした方が、分かり易いのかなというような気がします。

会 長: 市民と市民等については、こういうご意見を頂いたという事でよろしいでしょうか。最後、用語の定義の部分で確認するという事でよろしいですか。 それでは、次のページに行きます。第2条の「アクションプラン」の達成という事ですね。

ここは、理念という事になるのではないかという事で、それを基にリーダー会議で修正しました。

それでは、リーダー会議修正案を読みます。

## (理念)

- 1 良好な景観と豊かなみどりは市民共有の財産であることから、市と市民等の協働により守り育てなければならない。
- 2 良好な景観と豊かなみどりは地域特有の歴史、文化、経済活動などの違いにより多様な個性を持つことから、地域の特性に沿って守り育てなければならない。
- 3 良好な景観と豊かなみどりは子供たちの心身の成長に多くの影響を及ぼ すと考えられることから、子供たちを育むという視点で守り育てなければ ならない。
- 4 良好な景観と豊かなみどりは潤いのある市民生活に不可欠であるばかりでなく、魅力ある観光資源でもあることから、市民生活と市経済の両面に 資するよう守り育てなければならない。
- 5 良好な景観と豊かなみどりは先人たちの歴史を基盤としていることから、 この人々の遺産を発掘、伝承するよう守り育てなければならない。
- 6 良好な景観と豊かなみどりは多様な生物によって成り立つ自然環境により生み出されることから、この恵まれた自然環境を損なわないよう守り育 てなければならない。

赤文字の部分で、「美しい」を「良好な」というふうに置き換えてみました。 それから、「のぼりべつに生きた過去の人たち」を「先人たち」に修正しました。 最後に、 印の部分を読みます。

登別市景観形成基本計画、登別市みどりの基本計画などアクションプランについては、他の条文等で位置付け等を記載した方が良いのではないか。

皆さんのご意見等は入っているでしょうか。ここの部分については、リーダー会議でどのようなお話しが出ていたでしょうか。

A 委 員: リーダー会議では、文章表現として或いは日本語として、何かおかしいところはないか、例えば、「良好な景観と豊かなみどりは先人たちの歴史を基盤と

していることから、この人々の遺産を発掘、伝承するよう守り育てなければならない。」というのは何か日本語として違和感がないですか。

委員の中には教育者もいるので、先生方の意見を聞きましょう、というのが リーダー会議の内容です。

会 長: 6 つの部分では、B案・C案とも同じ数で、同じ意味合いの項目で分かれていたのですね。ですから、ほとんど同じ要素で、多分抜けている要素はないと思います。

E 委 員: 本当に文言どおりなのですが、共通しているのは「ことから」という言葉が 必ず入っているのですが、これはこうした方が良いのですか。

「ことから」というのは何か説明的だから別に必要ではなく、言い切った方が良いのではないかと思う。元々言い切っているわけですから、「こうです」と言った方がすっきりする感じがします。

例えば、第2項の「個性を持つことから」を「個性を持っている」というように。もちろん他にも色々あるだろうけど、ここは条例の理念だから、こういう理由でこうしますよという事で、あってもなくても良いのだろうとは思いますけど。

C 委員: 何か弱く感じますね。繋げて文章としてもね。

D 委 員: この文言の中に、「次世代へ引き継ぐ」というのがないような感じがするのですけれど。「子供たちを守り、育む」というのはあるのですけど、私たちはやはり中継ぎの世代なので、将来への引継ぎが目的だと思うのですけども。

H 委 員: それは多分5番に含まれているでしょうね。伝承するという事で。5番の文章を少し変えた方が良いですね。

会 長: 次世代という部分がないので、強調した方が良いのではないかという事ですね。ご意見を頂いたので、その辺を少し考えて行きましょうか。 どうですか。伝承とは、どういう事なのでしょうかね。

D 委 員: 5番目の、「人々の遺産を発掘」とあるのですけど、発掘するのは要するに優れた何かですか。過去のものをもう一度、陽のあたるところに出して価値を高めるという事なのでしょうか。

A 委 員: 埋もれているものがあるのではないかという事で、忘れ去られようとしているものを、忘れ去られる前に見つけましょう、という事なのですけれども。

B 委 員: 新しく指定するとかという事で、今まで気づかなかったものを発掘するという意味もあると思います。

そこで貴重なものを発掘し、次世代へ伝承するというのがD委員のおっしゃった意味かなと思います。

A 委 員: 5番目が文法的におかしいのではないかと思っているのは、最後の方の「この人々の遺産を発掘、伝承しなければならない」なら分かるのですが、「伝承するよう守り育てなければならない。」となっており、これはすべての文章が「守り育てなければならない。」で終わっているので、一緒にしてしまったわけですけども、一緒にする必要がなければ、「伝承しなければならない。」で切った方が文法的には正しいような気がします。

それに、次世代に引継ぐというような言葉を入れれば良いのかなと思います。無理矢理「守り育てなければならない。」という言葉で終わらせようとしているものですから、文法的にもおかしくなって行く気がします。

会 長: 5番の部分で皆さんのご意見を頂きましたが、見直しが必要じゃないかという事ですね。伝承というのは、伝えるだけでは駄目で、引継ぐという事も含まれますね。5番のところは皆さんから、こういうご意見を頂きました、という事でよろしいですか。

D 委員: 今、思い出したのですけど、この前、H委員が作った文章の中に、「登別の価値を高める」という表現が確かありました。私も「高める」という表現がすごく良いなあと思いました。価値を発見して、現状よりレベルアップする、というのは大事な事だと思います。

登別自然遺産【案】の目的の中で、「~登別の豊かな自然を守り、育て、後世に伝えていく~登別市民一人一人が、登別の優れた自然を大切に【守り・育て・高め】後世まで自然と共生していく魅力を持った『まち』の創造。1番目、過去から引き継いだ自然の保全と回復、2番目、現在存在する優れた自然の掘り起こしと、価値への目覚め。」という表現がすごいと思いました。

会 長: それでは、今頂いたご意見を更に文章の中に入れてみたいと思います。

C 委 員: 5番目の文章に、「この人々の遺産を」というように書いてありますが、これはあまりにも焦点が絞りこまれているような感じがします。ですから、「この人々」でなくて、例えば「これらの人が」というように範囲を広げた方が良いと思います。

会 長: 「この人々」と範囲を限定するのではなくて、「これらの人が」として、範囲を広げた方が良いという事ですね。

それでは頂いたご意見をまとめて、文章を作り直してみますので、とりあえずそういう事でよろしいですか。

A 委 員: あと1つありまして、リーダー会議の中で、3番目の文章ですが、「良好な 景観と豊かなみどりは子供たちの心身の成長に多くの影響を及ぼすと考えら れることから」の、「考えられることから」というのは取っても良いのではな いのかな、「多くの影響を及ぼす」で切っても良いのではないか、という意見 も出ました。「考えられる」というのを抜いても良いのではないかという事で す。

会 長: 皆さん、読み直してみて下さい。言い切っても良い部分が結構いっぱいある のではないでしょうか。何か、ご意見ないですか。もう少し見直しかけるとこ ろありますね。

そんなご意見を頂いたという事で、もう一度まとめる作業を行うという事でよるしいですか。他に何か気が付いた事はありませんか。皆さんが出したご意見の要素は充分含まれていますか。よろしいですか。

D 委員: 先程出た意見に関して捉え方が少し違うのですけども、私は「次世代に引継 ぐ」というのは5番目の事だけを指して言ったのではなくて、出来ればもう1 つ項目を作ってもらって、この景観と豊かなみどりは次世代に引継ぐものだ、 という強いトーンで言ってほしかったなという思いがあったのです。

それと、「高める」とか「価値への目覚め」というのを、どこか適切なところがあったら、こういう思いを入れてほしかったのです。5番目に特化したものではないという事です。

C 委 員: 5番目の、「人々の遺産を発掘」という文言ですが、初めて読む方は、これ を陶器でも発掘しているような感じに捉える方もいると思います。

> 「遺産」という意味が適当なのでしょうか、先人達の知恵とか再発見とか、 そういう文章にした方が分かり易いような気がすると思います。

あと、影響という言葉なのですが、何か他に良い言葉がないのかなと思います。

会 長: 多くの影響というのは、良い影響と悪い影響の両方の事を言っているのです よね。

C 委 員: それであれば、良いのですけれども。

会 長: 何か、他に言葉がありますでしょうか。

H 委 員: 良好な景観と豊かなみどりが悪い影響を与えるとは考えにくいですが。良い 影響だけですから、影響という言葉を使っても支障はないと思います。

D 委員: 子供達の心身の成長の糧になるという事ですね。そういったところを表現出 来れば良いのかなと思います。

F 委 員: それで良いのではないでしょうか。

会 長: 影響ではなくて、そういう言葉を入れる、ということでよろしいでしょうか。 それでは、この部分は言葉を少し入れ替えてみます。

5番目の、遺産という言葉も再発見という言葉の方が良いという事でしょうか。

C 委員: 私はその方が良いと思います。

会議内容 | 会 長: 皆さんどうでしょうか。

B 委 員: 先程からおっしゃっていたように、歴史を基盤としているというのは、何か すぐ結びつかないような気がするのです。

> 景観と豊かなみどりは先人達の努力により育まれたものである事からとか、 先人達の努力によって育まれたものであることからこれらの人々の、と続くと スムーズな感じがするのですが、歴史を基盤としているというのは何か違和感 があります。

会 長: 先人達の皆さんが努力された部分があって、それを大切にしたいという事を この文章に表しているのでしょうけれど。

B 委 員: そういう意味ですよね、歴史を基盤という事は。 努力の歴史とか、何か先人が苦労して我々に残してくれた、これらを守り育 て次世代に伝承しなければならない、という筋書きというか構成ですよね。

会 長: ここで少し時間を頂いて、市民が親しみやすく、市民に分かりやすい文言を 使っている例として、多治見市というまちの条例がありましたので、参考とし て簡単に説明したいと思います。

A 委員: 読んで頂ければ、非常に分かりやすい言葉で条文が並んでいるように思います。この会議が始まってすぐの頃、なぜ、この条例の条文は難しい言葉を使っているのだというようなご意見があったと思います。

たまたま多治見市の条例を読みまして、非常に分かりやすい言葉で、なおかつ市民の目線で書かれているのですよね。

こういったものも参考にどうかと思いまして、です・ます調で軽いと言えば軽いのですが、市民目線で語られているという事で、皆さんこういった表現は登別の条例でいかがでしょうか、というのが私の問いかけなのですが、どうでしょうか。

会 長: 市民の心に入る条例でないと市民のものにならないと思うので、入りやすい・親しみやすいものにしたいと思いますがどうですか。

A 委 員: 最大の特色は、「景観」という言葉を使わないで「風景」という言葉を使っていますね。

会 長: まずは単語という事でよろしいですか。最後にまとめる時に、です・ます調の文章について、もっと言い切る形に変えてみるという事でよろしいでしょうか。

D 委員: 小・中学生にも理解してもらえる表現が良いと思います。

会 長: そうですね、次世代に伝承するという意味でもそうなりますね。

それでは、多治見市の条文は参考例ということで、最後にまとめる時の文章

の中で考えてみるという事でよろしいでしょうか。

続きまして7ページの部分で、用語の定義については、下に青文字で書いてあるとおり、「市民」と「登別市民」は違うのではないかという事で、「登別市民」を別に定義すれば良いのではないかという事です。

「市民等」についても、用語の定義の中できちんと定める必要があるかもしれません。

何かご意見ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き第4条(対象)に進みたいと思います。まずは、皆さん 条文を読んでみて下さい。

原文があって、意見等がありますね。そしてこの部分についてのリーダー会 議修正案は、適用区域という事で対象となる区域だけを限定しました。

# (適用区域)

・この条例は、登別市全域について適用するものとする。

意見としては、「登別市民を主体として登別に関わる全ての人を対象とする。」という文章は必要ないという事です。ただ、区域については、この条例が関わるべき区域は定めておく必要があるのではという意見が事務局からありました。

何かご意見ありますか。当たり前ではないかという事で、「登別市民を主体として登別に関わる全ての人を対象とする。」は削除しましたが、区域だけは どうしても条例上必要なものであるという事で入れました。

よろしいでしょうか。

次の第5条に進みます。

財産権の尊重という事で、リーダー会議修正案は、

#### (財産権等の尊重及び公益との調整)

・この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊重すると ともに、公の利益との調整を図らなければならない。

という事です。

A 委 員: 素案の部分ですと、「関係者の財産権その他の権利を尊重しなければならない」という事で、これは当然の事なのですが、それだけでは景観或いはみどりが持つ公益性という部分に配慮してないという感じがしますので、この文章に付け加えるという意味で、「公の利益との調整」という言葉を入れたという事です。

会 長: 皆さんどうでしょうか。何かご意見等ございますか。よろしいですか。 それでは、第6条(他条例等との連携)に進みます。 リーダー会議修正案は、

(関係法令等との連携等)

・市長は、良好な景観形成や緑化を効果的に推進するため、景観法、都市計画

法、都市緑地法等の関係法令等に基づく諸制度の活用を図るなど、関係法令等との横断的な連携を図るよう努めなければならない。

更に、この修正案にすると、第20条、第21条はこの条文に含まれるので、 削除しても良いのではないか、というご意見もありました。

これについて、リーダー会議ではどのようなお話しがあったのでしょうか。

A 委員: 今の、第20条・第21条を削除してもよいのではないかというのは、リーダー会議の中での話しですね。皆さんのご意見ではありません。

それで、素案の方は少し具体性に乏しいかなという事で、具体的に関連する 法令について、景観法・都市計画法・都市緑地法という具体的な名前を揚げた というのと、これを揚げる事によって第20条と第21条はこの法の中に含ま れますので、ここは重複するので削除しても良いのではないかという、リーダ ー会議での結論です。

会 長: 素案の方でいう、関係する法律・条例その他規則等を具体的に揚げたという 事ですね。

そうすると第20条・第21条に関わる文章が出て来るので、その部分をなくしたという事ですね。

B 委 員: 今おっしゃられたとおり具体的になっているから良いと思います。

この修正案に第20条・第21条の内容が含まれていますので、繰り返さない方が良いと思います。

会 長: 第20条・第21条を削除して良いかどうかは、そこの部分に進んだ時に考えるとして、第6条については、今はとりあえずこのくらいにしておくという事で、よろしいでしょうか。

それでは、第2章登別市景観・みどり審議会等に進みます。ここは、皆さんからご意見がたくさん出たところです。

リーダー会議修正案を読みます。

### (審議会の設置)

- 1 市長の諮問に応じ、景観及びみどりに関する重要事項を調査審議するため、登別市景観・みどり審議会を置く。
- 2 審議会は、委員12名以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議 し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要がある と認めたときは、臨時の委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に揚げる者のうちから、市長が委嘱する。

学識経験を有する者

民間諸団体の代表者

その他市長が適当と認める者

- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

この部分に関して皆さんから頂いた意見としては、市長に提言する人と審議する人が同一になることは良くないという意見と、同一の人がなるような事例もあるので問題はなく内容を説明できる人が入っていると審議しやすい、という両方の意見がありました。

リーダー会議修正案では、その部分に触れておりませんが、臨時委員や専門 部会について謳っています。何かご意見等ございますか。

B 委 員: 学識経験者のところですが、やはり学識経験者としか書けないのでしょうか。 何か文言で、知識や経験のあるという文言にしたらどうかと出ていましたよね。だから、用語で定義すれば問題は無いと思うのですが。

会 長: はい。学識経験者という中で意見があって、きっと経験を有する者という事ですね。大学の教授ですとか、そうではなくてという話でしたよね。

B 委 員: はい。用語の部分で、後で定義すれば良いのでしょうか。

会 長: 用語の部分で定義するのかは別として、意味合いとすると皆さんの意見はそ ういう意見ですね。

経験を有する方というのは、実際にやっている方という事なのかもしれません。幅広く知識と経験のある方という事でしょうか。

3番の はそういう意味合いであるという用語の定義をするのでしょうか。 あと、市長が適当と認めるというのは問題ないですね。

専門部会は設置出来るという事で良いですか。

- A 委 員: 市長が任命するという素案になっていますが、リーダー会議素案では、委嘱 するとなっています。この辺の違いは私の方から説明しようと思ったのです が。
- 会 長: 任命と委嘱の違いの話ですね。議事録に何かありましたか。任命するとなっているのですが、ここでは委嘱するとなっていますね。次回に向けて見といて下さい

続いて、推進組織の設置について、リーダー会議の修正案を読んでいきます。

## (推進会議の設置)

- 1.市長は、良好な景観形成及び緑化の推進活動を行うため、登別市景観・みどり推進会議(以下、「推進会議」という。)を置く。
- 2.推進会議は、市長が認定した個人及び団体で構成するものとする。
- 3.推進会議は、この条例で定める事項、その他規則で定める事項について調査・研究し、市長に提言することができる。
- 4.推進会議は、市民等とともに、景観プラン及び緑化プランに定める推進活動に努めるものとする。

5.推進会議の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

認定団体の取り扱い(登録者数等)について、規則で定めたほうが良いのではないか。

意見等の中で入っていますでしょうか。グループ長の話の中で何かありましたか。推進組織と審議会の役割という話ですね。まず、形だけですと一つになるという意見もありましたけれど、必要なものは規則で定めるという事になっていますけれど。

D 委員: の最後の認定団体の取り扱い(登録者数等)について、規則で定めたほうが良いのではないか。とありましたけれど、どういう意味なのでしょうか。

H 委 員: 認定した団体のメンバー、例えば100人とか200人が全部、推進会議の メンバーになるという事になるのですか。

> 団体からの登録者何名などというのを規則で決めていかなければならない のではという事です。

会 長: そういう事での標記でした。 問題ないでしょうか。

B 委 員: 4番の部分に出ている緑化プランというのは、前の部分で一度出ていると思うのですが、どこかで出ていましたか。

A 委 員: 第38条を検討した時の話ではないのですか。 今の部分は重複しているのではないかという話でしょうか。

B 委 員: この文言からいうと前の条項の中に出てきているので「~に定める」と書いているから、前の条項でこの言葉が出てきたと思って聞いたのです。 景観プランと緑化プランというのは、マスタープランの中にあるのですね。

A 委 員: 景観プランと緑化プランは作るという話ですよね。この景観基本計画とみど りの基本計画を実行に移すための計画を作りなさいと素案で謳っていますよ ね。

B 委 員: はい、わかりました。

会 長: 次回は第3章12ページからという事で何か、言い忘れた事とかはありませんか。よろしいですか。

またリーダー会議で修正をかけたりして、皆さんに確認してもらいます。 次回は、7月に開催したいと思います。 長時間にわたり、お疲れ様でした。